

第1号様式（第1条関係）

☐二級造建築士免許申請書
☐木造

〔記入注意〕 数字は算用数字を用い※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印をつけてください。

[illegible]

(第二面)

欠 格 事 由	1 拘禁刑以上の刑に処せられたこと（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられたことを含む。）がありますか。							ある□	ない□	
	あるときはその罪及び刑 -----									
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日							年	月 日	
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。							ある□	ない□	
	あるときはその罪及び刑 -----									
	あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日							年	月 日	
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。							ある□	ない□	
	あるときはその年月日							年	月 日	
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。							ある□	ない□	
	業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間							年	月 日から 年 月 日まで	
	5 精神の機能の障がいにより二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。							はい□	いいえ□	
※ 番 査 欄	手数料 確認	写真 照合	住民 票照合	合格 者照合	欠 格 審 査	名 簿 登 録	免 許 証 発 行			
※登録 番号					※登録 年月日				※都道府県 受付番号	

登録手数料 振込受付証明書貼付欄
(貼付用の裏面全面に糊付けし、この枠内に貼付してください。)

※貼る前に必ずコピーをとり保管しておいてください。

以下の事項は、円滑な登録実施のために必要となりますので、記入についてご協力ください。

告示等 (登録申請時) に基づく学歴等区分	☐ 50 大学・短大・高専卒 40単位	☐ 51 職能大(短大)卒 40単位	☐ 52 大学・短大・高専・ 職能大等卒 30単位	☐ 53 大学・短大・高専・ 職能大等卒 20単位
	☐ 54 高校・中学卒 20単位	☐ 55 高校・中学卒 15単位	☐ 56 専修(高校卒) 2年以上 40単位	☐ 57 専修(高校卒) 2年以上 30単位
	☐ 58 専修(高校卒) 1年以上 20単位	☐ 59 専修・職訓校(中学卒) 2年以上 15単位	☐ 60 専修・職訓校(中学卒) 1年以上 10単位	☐ 61 職訓校(高校卒) 3年以上 30単位
	☐ 62 職訓校(高校卒) 1年以上 20単位	☐ 63 職訓校(中学卒) 3年以上 20単位	☐ 64 実務経験	☐ 65 その他 (建築設備士等)